

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類名称	読み替え前	読み替え後	備考
施設管理業務委託標準仕様書 [令和８年４月] P18, 19	また、業務計画書の緊急連絡体制に基づき、委託担当者及び関係機関に連絡し、その指示に従い被害の拡大防止に努める。 (2) 受託者等は、事故措置終了後速やかに事故発生の原因、措置、被害状況、復旧対策等について記載した「事故発生報告書」を速やかに委託担当者に提出する。 また、その後の経過についても随時、事故経過報告書により報告する。 3. 7 安全教育 (1) 受託者等は、安全管理者を定め、常に従事者の安全に関する関心を高揚するよう努める。 (2) 受託者等は、安全管理の向上を図るため、必要に応じた知識、技能習得のための教育を計画的に実施する。特に、安全に関する資格取得や講習会を積極的に行うとともに、当該施設で初めて業務を行う新人についてはその都度教育を実施する。 (3) 受託者等は、安全重点項目を定め、安全会議を積極的に開催し、従事者の安全教育を行う。 (4) 受託者等は、業務内容について事前に打合せを行い、業務予定、作業手順、注意事項等の周知徹底を図る。 (5) 受託者等は、危険箇所に注意喚起等の表示を行う。特に危険の多い業務、施設については、関係箇所に安全手順、取扱い上の注意事項等を掲示する。 また、関係機関が実施する安全に係る行事の標語等も掲示する。 3. 8 警戒宣言発令時の対策 警戒宣言発令時、受託者等は、附則一 1「施設管理業務計画書記載要領」の3. 1 0「警戒宣言発令時の措置」に基づき、業務実施場所の保安体制を確保するとともに、緊急連絡体制に従って関係者に連絡する。 3. 9 雨天時における安全管理 雨天時に、雨水の流入及び増水による影響を受ける地下作業等の場合、受託者等は、突発的な局所的集中豪雨に対しても作業の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を守る。気象情報については、注意報及び警報の対象を大雨又は洪水とする。	また、業務計画書の緊急連絡体制に基づき、委託担当者及び関係機関に連絡し、その指示に従い被害の拡大防止に努める。 (2) 受託者等は、事故措置終了後速やかに事故発生の原因、措置、被害状況、復旧対策等について記載した「事故発生報告書」を速やかに委託担当者に提出する。 また、その後の経過についても随時、事故経過報告書により報告する。 3. 7 安全教育 (1) 受託者等は、安全管理者を定め、常に従事者の安全に関する関心を高揚するよう努める。 (2) 受託者等は、安全管理の向上を図るため、必要に応じた知識、技能習得のための教育を計画的に実施する。特に、安全に関する資格取得や講習会を積極的に行うとともに、当該施設で初めて業務を行う新人についてはその都度教育を実施する。 (3) 受託者等は、安全重点項目を定め、安全会議を積極的に開催し、従事者の安全教育を行う。 (4) 受託者等は、業務内容について事前に打合せを行い、業務予定、作業手順、注意事項等の周知徹底を図る。 (5) 受託者等は、危険箇所に注意喚起等の表示を行う。特に危険の多い業務、施設については、関係箇所に安全手順、取扱い上の注意事項等を掲示する。 また、関係機関が実施する安全に係る行事の標語等も掲示する。 3. 8 警戒宣言発令時の対策 警戒宣言発令時、受託者等は、附則一 1「施設管理業務計画書記載要領」の3. 1 0「警戒宣言発令時の措置」に基づき、業務実施場所の保安体制を確保するとともに、緊急連絡体制に従って関係者に連絡する。 3. 9 雨天時における安全管理 雨天時に、雨水の流入及び増水による影響を受ける地下作業等の場合、受託者等は、突発的な局所的集中豪雨に対しても作業の安全管理に万全を期するため、以下の作業中止基準を守る。なお、以下に記載の各種注意報等については、警戒レベル２以上に相当する大雨及び河川氾濫に関する防災気象情報のいずれかとする。ただし、河川氾濫については河川ごとに発表されるため、当該施工箇所に係	

下水道局標準仕様書 読み替え新旧対照表（令和８年９月１日から適用）

書類 名称	読み替え前	読み替え後	備 考
	(1) 作業開始前 ア 流入渠、沈砂池、ポンプ井等の床面レベルより下部（池内部）で行う作業では、当該作業箇所一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発表されている場合、作業は開始しない。 (2) 作業開始後 ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降っている場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発表された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 (3) 作業開始及び再開の条件 作業の開始及び再開に当たっては、次の３項目の全てが確認されることを条件とする。 ア 当該作業箇所に雨が降っていない、かつ、当該作業箇所に係る気象区域に、注意報又は警報が発表されていない。 イ 流入渠や沈砂池の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらない。 ウ 作業着手前の安全確認について、業務計画書に定める事項の全てを完了する。 (4) 受託者等は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、注意報及び警報の自動配信等（携帯電話情報、アメッシュ端末及び危機管理情報設備）又はインターネット、テレビ及びラジオを活用する。 (5) 受託者等は、作業員が安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とした退避計画を作成し、業務計画書に記載する。退避計画の基本事項は、次のとおりである。 ア 作業中止基準の明示 イ ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法 ウ 退避時の資機材放置 エ 退避時に放置する資機材などによる管内の状況や退避時間を考慮した退避ルートの決定 オ 作業開始前における退避訓練の実施方法 (6) 受託者等は、不測の事態においても人命を確保するため、作業に先立ち、救助用ロープの設置、縄梯子の準備、墜落制止用器具	る気象区域と当該河川との位置関係等を踏まえ、安全であることが明らかな場合はこの限りではない。注意報及び警報の対象を大雨又は洪水とする。 (1) 作業開始前 ア 流入渠、沈砂池、ポンプ井等の床面レベルより下部（池内部）で行う作業では、当該作業箇所一滴でも雨が降っている場合、作業は開始しない。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、各種注意報等が発表されている場合、作業は開始しない。 (2) 作業開始後 ア 当該作業箇所に、一滴でも雨が降っている場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 イ 当該作業箇所に係る気象区域に、各種注意報等が発表された場合、即刻作業を中断し、一時地上に退避する。 (3) 作業開始及び再開の条件 作業の開始及び再開に当たっては、次の３項目の全てが確認されることを条件とする。 ア 当該作業箇所に雨が降っていない、かつ、当該作業箇所に係る気象区域に、各種注意報等が発表されていない。 イ 流入渠や沈砂池の水位を計測し、事前の調査に基づく通常水位と変わらない。 ウ 作業着手前の安全確認について、業務計画書に定める事項の全てを完了する。 (4) 受託者等は、急激な気象変動などの気象情報を迅速に取得するため、注意報及び警報の自動配信等（携帯電話情報、アメッシュ端末及び危機管理情報設備）又はインターネット、テレビ及びラジオを活用する。 (5) 受託者等は、作業員が安全かつ迅速に退避するため、人命の最優先を基本とした退避計画を作成し、業務計画書に記載する。退避計画の基本事項は、次のとおりである。 ア 作業中止基準の明示 イ ブザー付き回転灯の配備等、退避指示の確実な伝達方法 ウ 退避時の資機材放置	